

第20回入善町農業委員会議事録

令和7年3月10日午後13時30分から第20回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名

委員現在数 17名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	17番 上 野 好 雄	18番 田 中 吉 春

欠席委員 1名

16番 亀 田 英 司

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第70号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第71号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第72号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第7	議案第73号 農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第74号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第9	議案第75号 令和7年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定について

議長（米山 義隆）

皆様、おつかれさまです。2月の雪から暖かい日が続いて、一気に溶けていきましたが、いよいよ春を迎えるのかなと思っています。先週の土日、埼玉で入善町の物産展がありまして、寺田委員と行ってまいりました。富富富を持っていきましたが、やはり都会の人たちにとっては米は今貴重なものですから、価格も比較的安価なものでしたので、二日間通して売り切ってきたところです。他の物産においても入善町をアピールするいい場になりますので、来年度は夏とまたこの時期というふうに聞いております。入善町の物産として出せるものがあれば、ぜひ出していただいて入善町のアピールにつなげていただければと思います。上越妙高や軽井沢あたりはまだまだ雪が残っていましたが、このあたりは雪もない状態で、この程度の雪の状態では病害虫に影響を与えることはないということでした。そういったこともふまえて、今年の作付はどうなるのか注意していかなければならないと思っています。それと昨日、細田前組合長の祝賀会に行ってみまして、その挨拶の中で感じたのは、生産者の理解と努力にあってここに立つことができたという言葉が心に染みしました。まだまだ話したいことはありますが、今

回、議事がたくさんありますので、このあたりにさせていただきます。
それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第9の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。8番竹田委員と9番嶋先委員に決定いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。○
○委員の関係議案になりますので、退席をお願いします。

(○○委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町吉原○○の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は105㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、千葉県千葉市○○○○○○○○の○○ ○さん、譲受人は、入善町吉原○○○○の株式会社○○○○○○さんです。

申請地は株式会社○○○○○○○○さんが耕作している農地で、農地を取得した後も引き続き株式会社○○○○○○○○さんが耕作されます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、上田委員にいただいております。

以上1件です。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。上田委員より説明をお願いします。

上田委員

事務局の説明の通りです。司法書士から依頼があり、雪がありましたので後日現地確認を行い、特に問題ないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

もともとこういった形の田だったんですか。

上田委員

筆数が何筆かあって

事務局

ちょっと見にくいですが、5筆で一枚の田になってまして、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の5筆で太枠で囲っている一枚の田になっています。

議長（米山 義隆）

ちょっと関係ないですが、海側に行くと4000番台の地番もありますが。

事務局

基盤整備のされていない小字のついた地番になります。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。それでは、〇〇委員は席にお戻りいただきたいと思います。

（〇〇委員入室）

議長（米山 義隆）

次に、議案第70号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第70号今回は2件の申請がありましたので、審議をお願いいたします。

申請番号1番、申請人の〇さんの実家は酪農業を営んでおります。昭和53年頃、亡くなった父親の〇〇〇さんが、事業拡大に伴い、既存の牛舎に隣接している本申請地に牛舎小屋を増築しました。農地法を

熟知せず、転用申請等の手続きをしていなかったことから、今回始末書をつけての申請となりました。

申請面積213㎡、増築された牛舎の面積は206㎡で、牛小屋、餌や作業道具、またトラクター置場として必要最小限の面積です。雨水排水については、西側の隣接している排水路に排水します。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「牛畜舎敷地」であり、許可基準は「既存の施設の拡張」の項目に適合すると認められ、無断転用を反省する始末書も添付されていることから、転用目的には問題がないと考えます。

なお、申請地につきましては、令和6年11月21日に軽微変更済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、前田委員にいただいております。

続きまして申請番号2番。こちらも同じく〇〇〇さんの案件になります。

申請地は入善町荒又〇〇〇。面積は8.87㎡

譲受人の〇さんの父親である〇〇〇さんは、平成元年頃に自宅の寝室を増築した際、一部が隣接農地にかかっていたことに気が付かず、農地転用の手続きをとっていませんでした。今回、地目が田であることが判明したため、是正するべく始末書をつけての申請になりました。

増築した申請地は、現在も住人の生活に必要な住居部分であり、生活に利用するための必要最小限の面積であります。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地の拡張」であり、許可基準は「既存の施設の拡張」の項目に適合すると認められ、転用目的には問題がないと考えます。

なお、申請地につきましては、令和7年2月20日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、前田委員にいただいております。

よろしく願いいたします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。前田委員より説明をお願いします。

前田委員

去年の秋ごろに農振除外の申請のあった土地で問題ないことを確認してハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第70号、農地法第4条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第71号農地法第5条の規定による意見進達についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

申請番号1番、申請地は入善町小杉〇〇〇外9筆 台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は18,084㎡です。

貸渡人は、入善町小杉〇〇〇の 〇〇 〇〇 さん 外2名 で、借受人は 黒部市〇〇〇 の〇〇 〇〇株式会社さんです。

転用目的は「陸砂利採取」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の 〇〇〇〇株式会社 さんは、土石採取・販売の事業を中心に様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の入善町の申請地及び隣接する朝日町の農地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良および圃場整備を行う計画としたことから今回の申請となりました。入善町農業委員会では、当町の農地18,084㎡の農地について申請されております。

今後、2か年の計画期間で、111,000㎡の砂利を採取し、146,400㎡の土砂を埋め戻す計画であります。申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められます。また、耕作者、地区代表者の同意書および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は 前田委員 にいただいております。

続きまして、申請番号2番、こちらも〇〇〇さんの案件になります。

譲受人の〇さんは、実家の酪農を手伝うため、親子3人で実家近くの〇〇住宅に居住しております。生活スペースが手狭であることから、住宅を新築する計画を立て、実家の酪農を手伝うことや、母親の老後の世話、育児に協力してもらいやすいなど検討した結果、既存宅地に隣接する申請地が最も適していると考え、今回の申請になりました。

申請面積は279㎡で、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫2台分として利用するための必要最小限の面積です。

生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は東側排水路に排水します。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、許可基準は「集落接続」の項目に適合すると認められることから、転用目的には問題がないと考えます。

なお、申請地につきましては、令和7年2月20日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、前田委員にいただいております。

続きまして、申請番号3番。

譲受人の〇さんの父親である〇〇〇さんは、平成元年頃に自宅の寝室を増築した際、一部が〇〇さん所有の農地にかかっていたことに気が付かず、農地転用の手続きをとっていませんでした。今回、地目が田であることが判明したため、是正するべく始末書をつけての申請に至りました。

増築した申請地は、現在も住人の生活に必要な住居部分であり、生活に利用するための必要最小限の面積であります。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「住宅敷地の拡張」であり、許可基準は「既存地拡張」の項目に適合すると認められ、無断転用を反省する始末書も添付されていることから、転用目的には問題がないと考えます。

なお、申請地につきましては、令和7年2月20日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、前田委員にいただいております。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。前田委員より説明をお願いします。

前田委員

申請番号1番については、陸砂利の案件になりまして、去年の秋ごろに農振除外の申請のあった土地で問題ないことを確認してハンコを押しました。続いて2番と3番ですが、これは4条の案件と一体的な案件で、何も問題ないことを確認してハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

安藤委員

記載されてる使用賃借権について、使用貸借権と何が違うのか教えてほしい。

事務局

使用賃借権と記載してありますが、賃借権のことになります。

議長（米山 義隆）

○さんの案件は一緒に見ていかないとよく分からなくなりますね。

小林職務代理者

一時転用の際、トラックの洗い場について、4年間そのままになりますが、一時転用は3年までが基本ですが県ではその状態で承認するということでしたが、今回も同じでよろしいですか。

事務局

トラックの洗い場はそのままになります。県でも確認しています。

森下さゆり委員

○さんの件ですが、この間の土地は耕作されてますか。

前田委員

登記上は田になっているが、畑として全部使っている。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第71号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第72号事業計画変更の申請による意見進達についてを議題とします。事務局より説明お願いいたします。

事務局

議案第72号「事業計画変更の申請による意見進達について」次のとおり、事業計画変更の申請があったので審議を求めます。

申請当初、申請者は朝日町〇〇〇〇の 〇〇〇〇〇〇株式会社 さん、申請地は入善町小杉〇〇〇 外7筆の16,147㎡。台帳地目、現況地目ともに田です。転用目的は「陸砂利採取」で、契約内容は「賃借権の設定」とし、計画期間は令和5年5月1日から令和7年4月30日までの2か年の予定でした。

変更後の申請地は入善町小杉〇〇〇外 外4筆の計5筆。合計面積は6,581㎡。
陸砂利採取地等の変更です。

変更後の位置図は9ページをご覧ください。先ほどの〇〇〇〇〇〇株式会社さんの5条案件の6ページと併せてご覧いただくとわかりやすいと思います。

隣接地で 〇〇〇〇〇〇株式会社さんが陸砂利採取を行うことから、〇〇〇〇〇〇株式会社さんに対して許可済みの土地の一部を、〇〇〇〇〇〇株式会社さんが共同使用することになります。

その共同使用部分については、今回、〇〇〇〇〇〇株式会社さんが一時転用の申請を行うことから、〇〇〇〇〇〇株式会社さんの陸砂利採取計画は縮小となり、今回の事業変更となったものです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

結局、〇〇さんのところは今年度で終わるということですね。

小林職務代理者

残りの白地の部分は、残りの1年でやるということですか。そうでないと3年を超えてしまうのでは。

事務局

残り白地部分は、1年で終了になります。

前田委員

土石組合からの説明だったので詳しくは聞いてなかったですが、白地部分はどうやって耕作に入るのですか。

田中委員

令和7年度で終わる場合、令和8年には田としての姿になると思いますが、どうやって耕作に入りますか。隣がぎりぎりまで陸砂利しているので難しいのでは。

事務局

新たに仮設道路を設置して、4月30日から耕作できるようにする予定です。水路は通常の水路が使用可能です。他の工事が終わりましたら、仮設道路を撤去して、通常の状態に戻すということです。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第72号、事業計画変更の申請による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いい

たします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することに決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、議案第73号農用地利用集積計画の決定について及び議案第74号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第73号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。

今回は、農地中間管理事業に関する申請ですので、次の議案第74号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」を、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農用地利用集積等促進計画により、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定されるという流れとなっております。また、農地中間管理機構が受け手農家に貸し付けることを目的として取得する権利をまとめて農地中間管理権といいます。

また、農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、この農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、133件、296筆、452,596㎡

再設定は、550件、1,697筆、3,169,722㎡

合わせて683件、1,989筆、3,613,307㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

今回は農地中間管理事業の制度が平成26年度から始まった制度であり、その時期に10年契約で利用権設定したものが、更新となったため、例年より多い件数になっています。

以上、よろしくお願いします。

議長(米山 義隆)、

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

まずは、担当する地区について、確認をお願いします。

議長（米山 義隆）

この配分先変更というのは。

事務局

配分先変更は、出し手から農地中間管理機構はそのまま、農地中間管理機構から受け手の農家の変更になります。

安藤委員

自分の担当地域ではないですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が経営面積0㎡というのはどういうものですか。

事務局

〇〇〇〇〇〇〇〇〇は牡蠣の殻を肥料にする事業をしており、貸付人の〇〇〇〇〇さんが代表になっている会社です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇自体、最近できた会社で、作った肥料を自分の農地で試したいということで申請されました。

安藤委員

つまりこの農地はどういうふうに使われるのですか。

事務局

会社の肥料を試す農地として、畑として使われる予定です。

議長（米山 義隆）

上野委員何かご存じですか。

上野委員

この方は初めて聞きました。

田中委員

これはどの辺にありますか。

事務局

〇〇〇〇〇さんの自宅近辺にある農地になります。

小林職務代理者

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は農業に新規参入してくるということになりますが、法人の参入のハードルが下がっていて、これまでの集落営農のような二分の一が農業者でなければならぬとかいう基準が緩くなってきているということですね。

事務局

この〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、県にも確認してみたんですが、農業に関する肥料を作る会社で農業関連会社なるということで、新しく農業の会社を立ち上げたという形になります。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第73号農用地利用集積計画の決定について及び議案第74号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第75号令和7年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定についてを議題とします。事務局より説明お願いいたします。

事務局

議案第75号、令和7年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定について、令和7年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料を別紙の額とすることについて、当委員会の決定を求めます。令和7年3月10日提出、入善町農業委員会会長米山義隆。

2月18日に開催しました入善町農作業標準料金策定会議及び農地標準賃借料算定会議において、関係者の方々にご意見をいただきました。議案書の75ページはその検討結果になります。下線部分が、6年度までの料金表から変更したところです。

まず、農作業標準料金ですが、農作業1日あたりの賃金を変更しました。春・秋作業で11,600円から9,400円、その他の軽作業では、8,800円から8,000円となっております。

2以降は、富山県農業会議及び農協さんが提示している標準料金を参考に、協議を行いました。耕起、代かきは10aあたり16,200円、耕起のみで7,100円、あら代4,500円、代かき6,500円となっております。

あぜぬりは1mあたり90円、秋耕は深耕10aあたり8,800円です。

育苗は、一箱あたり成苗で880円、発芽苗で600円です。

田植は10aあたり9,400円です。

続きまして、刈取は10aあたり27,400円です。

乾燥調製は、玄米30kg1袋で1,200円、乾燥が790円、調製が410円、色彩選別300円になります。

最後に、土壌改良剤散布は10aあたり1,200円です。

農作業標準料金は、それぞれ消費税を含まない価格とし、整形田が基準となっております。

また、防除について、今回の策定会議の中では意見はありませんでしたが、みな穂農協さんよりドローン散布の金額を定めてはどうかというご意見がありました。今回の改定では新たに定めるということはありませんが、今後の参考として、委員の皆様にもぜひご意見をお聞かせいただければと思います。

続いて農地標準賃借料です。算出方法は、富山県農業会議の資料に沿ってまず粗収益に関するものを算出し、そこから生産費用と経営者報酬を差し引く、土地残余方式を用いて賃借料を算出しました。先月の農業委員会でも説明したとおり、令和7年度から9年度に適用する賃借料として、区分「上」が11,000円、「中」が8,700円、「下」が6,400円となり、据え置きになりました。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案75号、令和7年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和7年4月8日火曜日午後1時30分より行います。

それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（農業委員会研修会について）

事務局

（入善桜まつりについて）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第20回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和7年4月8日火曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後3時10分）